

里親が行う養育に関する最低基準

○虐待等の禁止（第6条）

- ・ 里親は、委託児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）第2条に規定する児童虐待その他当該委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

◇里親による虐待について

- ・ 要保護児童が、保護された環境の中で虐待を受けるようなことは、いかなる理由があっても認められない。
- ・ また、里子への虐待には、里親が直接行う場合だけでなく、里子同士、実子と里子、同居者と里子の間でのいじめや暴力行為も含まれ、里親がそれに気付かなかった場合も同様と見なされることがあるので注意。

